

○二本松市小規模契約希望者登録要領

(平成21年12月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、二本松市（以下「市」という。）が発注する小規模な業務（以下「小規模業務」という。）について、市内に主たる事業所（本社、本店等をいう。以下同じ。）を有する者を登録し、その者を積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録受付業務区分等)

第2条 登録を受け付ける小規模業務の区分（以下「業務区分」という。）は、維持修繕工事、測量・設計等業務、物品調達等業務及び役務提供業務とし、その業務種別、細目種別等は別表に定めるところによる。

(対象となる契約)

第3条 小規模業務の対象となる契約（以下「小規模契約」という。）は、内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、当該小規模業務の設計額が50万円未満のものとする。

(登録できる者)

第4条 小規模契約の希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所を有し、現に自ら業として希望業種に係る業務を行っている者（個人、法人の別又は経営組織、従業員数等を問わない。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 登録希望業種を履行するために必要な許可、免許、登録等を有しない者
- (4) 暴力団その他市の契約の相手方として不適当と認められる者
- (5) 業務区分が維持修繕工事である業務種別に登録する場合は、次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 二本松市入札参加資格審査実施要綱（平成18年二本松市告示第119号）第8条に規定する入札参加資格者名簿の建設工事の業務区分に登載されている者（本社若しくは本店又は営業所若しくは支店のいずれかが登載されている者を含む。）
 - イ 市の入札参加資格のある法人の代表者及び役員が小規模契約希望者登録申請をする法人の代表者及び役員になっている等、市の入札参加資格のある法人の同種関連会社と認められる事業者及びこれと同等と認められる個人

(登録申請)

第5条 登録を希望する者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、登録を希望できる業務種別は、五つ以内とする。

(1) 法人の場合

- ア 二本松市小規模契約希望者登録申請書（第1号様式）
- イ 債権者登録（口座振替）申請書（第1号様式（別紙））
- ウ 所在地及び代表者がわかる証明書（印鑑証明書又は登記事項証明書）
- エ 法人の納税証明書（第2号様式）
- オ 許可・免許・登録証等の写し（許可、免許、登録等が必要な業種に限る。以下同じ。）
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 個人の場合

- ア 二本松市小規模契約希望者登録申請書
- イ 債権者登録（口座振替）申請書
- ウ 代表者の納税証明書
- エ 許可・免許・登録証等の写し
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（登録申請受付区分及び登録有効期間）

第6条 登録申請の受付区分及び当該受付区分の受付期間及び登録有効期間は、次に定めるところによる。

(1) 定期受付

- ア 受付期間 西暦における偶数年の2月1日から2月末日まで
- イ 登録有効期間 当該定期受付の受付期間の属する年（以下「定期受付年」という。）の4月1日から翌々年の3月末日まで

(2) 定期後受付

- ア 受付期間 定期受付年の3月1日から3月末日まで
- イ 登録有効期間 当該定期受付年の4月1日から翌々年の3月末日まで

(3) 随時受付

- ア 受付期間 通年
- イ 登録有効期間 登録申請を受理した日の翌日から当該日以後の最初の定期受付年の3月末日まで

（小規模登録名簿への登載）

第7条 市長は、前2条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査の上、二本松市小規模契約希望者登録名簿（第3号様式）（以下「小規模登録名簿」という。）に登載するものとする。

（小規模登録名簿の公開）

第8条 市長は、小規模登録名簿を庁内において公開するとともに、一般にも市のホームページ等で公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与え

るよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

第9条 小規模登録名簿に登載された者（以下「小規模登録者」という。）は、登録内容に変更があったときは、速やかに二本松市小規模契約希望者登録変更等届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第10条 小規模登録者は、登録を辞退するときは、二本松市小規模契約希望者登録辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、小規模登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該小規模登録者を小規模登録名簿から抹消するものとする。この場合において、市長は、当該小規模登録者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 廃業した事実が判明したとき。
- (3) 契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、小規模契約希望者登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月3日より施行する。

平成20・21年度の小規模契約希望者登録申請受付は、この要領に基づき行う。

平成18・19年度二本松市小規模契約希望者登録要領は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年5月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え使用することができる。

附 則

この要領は、平成24年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年1月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年12月5日より施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月1日より施行する。

別表（第2条関係）

小規模契約希望者登録受付業種一覧

維持修繕工事

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	工事の内容	工事の例示
102	維持修繕工事	310	土木修繕工事	一般的な土木工作物の設置又は修繕に係る工事	土留め工事、防護柵修繕工事、法面修繕工事、石工事、鋼材を用いた工作物を設置する工事
		320	建物修繕工事	木造建築物の修繕又は簡易な改築に係る工事	大工工事、外構工事
		330	解体工事	土木工作物又は建築物の簡易な解体に係る工事	建物解体工事、側溝取壊し工事
		340	舗装修繕工事	舗装道路の修繕工事	アスファルト舗装修繕工事、コンクリート舗装工事、砂利敷き
		350	空調設備修繕工事	空調管、ガス管又はボイラー等空調設備機器に係る修繕工事	空調管修繕工事、ガス管修繕、ボイラー設備修繕工事
		360	衛生設備修繕工事	給水管、消火栓、浄化槽等衛生設備機器に係る修繕工事	水道蛇口工事、給水管修繕工事、消火栓修繕工事、浄化槽撤去修繕工事
		370	電気通信設備修繕工事	照明配線等の電気設備機器又は電話等通信設備に係る修繕工事	配線工事、照明修繕工事、体育館照明取替工事、電話通信設備工事、放送設備修繕工事
		380	消防設備修繕工事	火災報知器、屋内消火栓等消防設備に係る修繕工事	消火設備修繕工事、火災報知器修繕工事、屋内消火栓修繕工事
		390	板金・塗装修繕工事	建物物板金の修繕若しくは工作物塗装の修繕工事	雨樋修繕工事、建築物板金修繕工事、手摺塗装工事、建物塗装工事、路面表示工事
400	屋根・防水修繕工事	屋根の修繕若しくは建物防水の修繕工事	屋根修繕工事、屋根ふき工事、建築物防水工事		

【維持修繕工事部門申請にあたっての注意事項】

- ① 建設業許可を有していなくても登録可能です。
- ② 次に掲げる業務の登録を希望される方は、以下で示した部門にある業務種別で申請してください。
 - ◇ アスファルト、木材、砂利等の販売→【物品調達業務】
 - ◇ 建具・表具・内装等の修繕→【物品調達業務】
 - ◇ 樹木等の剪定等庭園管理、森林整備又は造林等造園に係る業務→【役務提供業務】
 - ◇ 道路維持業務における路面清掃→【役務提供業務】
 - ◇ 地下埋設管の調査、清掃等に係る業務→【役務提供業務】
 - ◇ 設備関係（空調設備、衛生設備、電気通信設備、消防設備）の保守点検業務→【役務提供業務】

測量・設計等業務

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	備考
201	測量	1	測量一般	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成	
		2	地図の調製	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する地形図等の作成	
		3	航空測量	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成	
202	建築関係建設コンサルタント	1	建築一般	建築工事全般についての調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計積算 監理	
		2	意匠	建築意匠に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		3	構造	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理	
		4	暖冷房	建築工事に係る空気調和設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		5	衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		6	電気	建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		7	建築積算	建築設計における積算数量の算出	
		8	機械積算	建築工事に係る機械設備に関する積算数量の算出	
		9	電気積算	建築工事に係る電気設備に関する積算数量の算出	
		10	調査	建築物の耐震診断法的条件、配置上、機能上、耐力上の調査及び既存建築物の現況調査及び報告書等の作成	
		11	耐震診断	建築物の耐震診断調査及び耐震補強工事に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		12	地区計画及び地域計画	建築工事に係る地区計画及び地域計画の策定	
203	土木関係建設コンサルタント	1	河川・砂防及び海岸・海洋	治水利用計画、砂防計画若しくは海岸・海洋保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理	
		2	港湾及び空港	港湾若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		3	電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	
		4	道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路（交通関係施設含む。）に関する工事の設計若しくは監理	
		5	鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理	
		6	上水道及び工業用水道	上水道計画及び工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		7	下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		8	農業土木	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		9	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		10	水産土木	水産環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		11	廃棄物	ごみ、し尿処理、廃水処理等に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		12	造園	公園緑地計画、園路整備、遺構保護（盛土保護、環状列石保護・復元）、景観復元等に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		13	都市計画及び地方計画	土地利用計画、開発事業等都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		14	地質	地質に関する調査、企画、立案又は助言	
		15	土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		16	鋼構造物及びコンクリート	鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		17	トンネル	トンネル構造に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		18	施工計画、施工設備及び積算	工事实施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事实施の監理、工事实施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理	
		19	建設環境	建設事業にかかる環境保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言またはこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		20	機械	建設機械、運搬機械、暖冷房及び冷凍機械等機械設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		21	電気・電子	発送配変電、情報通信、電気・電子応用、電位設備技術等に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		22	宅地造成	宅地造成工事に関する調査、企画、立案及び設計	
		23	電算・計算関係	建設事業に関わる情報システムの企画・開発又はデータ処理若しくは計算等に関する業務	
		24	防災	水防、土砂防災、震災、都市防災及び交通・道路防災等に関する調査、企画、立案、若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
		25	その他	施工管理、資料整理等上記に掲げる以外の土木関係建設コンサルタントに関する業務	
204	地質調査	1	地質調査	建設事業に必要な地質又は土質について調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供及びこれらに付随する業務	
205	補償コンサルタント	1	土地調査	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算及び土地境界確認等	
		2	土地評価	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償及び地下使用等に関する調査又は補償金額の算定	
		3	物件	建築物、一般工作物等の物件、居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定	
		4	機械工作物	機械工作物に関する調査又は補償金額の算定	
		5	営業及び特殊補償	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定	
		6	事業損失	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定	
		7	補償関連	事業に対する意向調査、生活再建調査等の調査、地権者等に対する補償説明、事業認定申請図書の作成及びその他公共補償に関する業務	

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	備考
		8	総合補償	公共用地取得計画図書の作成、公共用地取得に関する工程管理業務、関係住民等に対する補償方針の説明及び公共用地交渉業務等用地補償業務全般に対しての総合的な知見を必要とする業務	
206	不動産鑑定	1	不動産鑑定	土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する業務	
207	登記手続等	1	登記手続等	土地家屋調査、不動産の登記及びそれに付随する業務や公共事業に伴う補償に関する調査等で上記に掲げる業務以外の業務	

【測量・設計等業務部門申請にあたっての注意事項】

- ① 「測量」、「建築関係建設コンサルタント」及び「不動産鑑定」の登録を希望される方は、各関係法令で規定する登録を受けていることが必要です。
- ② 次に掲げる業務の登録を希望する場合は、【役務提供業務】にある業務種別で申請してください。
 - ◇ 建設事業に直接関連しない調査又は環境測定業務（計量証明業務、流量調査業務、漏水調査業務、地下埋設物調査業務、管路カメラ調査業務等）
 - ◇ 建設事業に直接関連しないコンサルティング業務（情報システム、環境・資源・エネルギー関連、産業・経済関連、交通、保健・福祉・医療関連、教育・文化関連）
 - ◇ 建設事業に直接関連しない一般的な情報処理サービスに係る業務

物品調達等業務

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
301	文具・事務機器	1	文具類・事務用品	文房具・事務用品	
		2	事務機器	印刷機、複写機、ファクシミリ、裁断機、レジスター	什器類は「家具・木工品類」
		3	印章	印章、ゴム印、スタンプ	
		4	用紙類	PPC用紙、上質紙、更紙、投票用紙、プリンター用インクジェット紙	
		5	紙製品類	包装紙、和洋紙、段ボール	
		6	選挙用機器	選挙用品、投票箱、記載台、計数機	
		99	その他の文具・事務機器類	(取り扱う品目等を「その他の業務内容」欄に詳しく記入すること。)	
302	コンピューター機器	1	パソコン、パソコン周辺機器	パソコン本体、パソコン関連機器、既成ソフトウェア	ソフトウェアの開発業務は【役務提供業務】
		2	パソコン消耗品	プリンター、トナーカートリッジ	プリンター用紙関係は「文具・事務機器類」
		3	パソコン機器修理及び保守点検		
		99	その他のコンピューター機器類		情報処理サービス関係は【役務提供業務】
303	印刷製本	1	一般印刷物	活版印刷、カーボン印刷、オフセット印刷、写真植字	
		2	フォーム印刷	連続帳票印刷、OCR、OMR	
		3	特殊印刷	ステッカー、ラベル、シール、プリペイドカード、ラミネート加工	
		4	複写印刷	青写真、コピー、マイクロ写真、第2原図焼付け	
		5	製本	議案書、学校簿、資料集	
		6	地図印刷		地図の調製は【測量・設計等業務】
		7	印刷用物品販売	インクトナー、印刷機マスター	
		99	その他の印刷製本類		
304	カメラ・写真	1	カメラ・カメラ用品	スチールカメラ、フィルム、写真用機材	デジタルカメラは、「電気・通信機器類」

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		2	写真撮影	人物写真、航空写真	航空測量は【測量・設計等業務】
		3	写真現像・焼付	フィルムの現像、プリント、引伸ばし	
		99	その他のカメラ・写真類		電子機器類での撮影又は撮影した映像等をもとにCD等を作成する場合は【役務提供業務】
305	電気・通信機器	1	家電製品	家電製品、照明器具、乾電池	
		2	通信機器	電話、電話交換機、無線機、視聴覚機材、アンテナ	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		3	電気・音響設備機器	発電機、変圧器、分電盤、制御盤、照明設備、放送機器	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		99	その他の電気・通信機器類		
306	精密機器	1	光学機器	双眼鏡、顕微鏡、望遠鏡、映写機	
		2	理化学機器	分析機器、試験実験機器、試験検査器具	
		3	計測用機器	測量機器、気象観測機器	
		4	時計	体育館用時計、屋外時計、柱時計	
		99	その他の精密機器類		
307	医療・福祉機器	1	医療機器	診療診断用機器、治療用機器、検査用機器、調剤器具	
		2	医療用品	試験紙、包帯、注射器、医療用消耗品	
		3	医薬品	家庭用・業務用医薬品、ワクチン、麻薬	工業用薬品、農業用薬品は「農林水産資材・薬品類」
		4	介護・福祉機器	車いす、歩行補助用具、健康増進器具	
		99	その他の医療・福祉機器類		
308	冷暖房・衛生・厨房機器	1	一般用冷暖房機器	冷暖房設備機器、ブルーヒーター	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		2	一般用衛生機器	浴槽、便器、焼却炉、リサイクル機器、生ゴミ処理器、洗面台	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		3	厨房用品	調理器具、食器類	
		4	家庭用厨房機器	流し台、湯沸し器、ガス器具	
		5	施設用厨房機器	作業台、食器洗浄器、業務用厨房機器	
		99	その他の冷暖房衛生・厨房機器類		
309	日用品・贈答品	1	日用雑貨販売	台所用洗剤、荒物、金物、傘、その他日用雑貨	※清掃用品は除く
		2	清掃用品	ほうき、モップ、トイレ清掃用品、玄関マット	
		3	ポリ袋、包装資材	ゴミ袋、各種ナイロン袋、発泡スチロール	段ボール等は、「文具・事務機器類」
		4	玩具・小物	竹とんぼ、こま、ぬいぐるみ、日本人形	
		5	記念品・贈答品	盾、トロフィー、メダル、バッジ、ギフト用カタログ	
		6	金券	商品券、印紙、切手	商品券のうち「図書券」は「書籍・図書用品類」
		7	葬祭礼具	花輪、仏具、提灯	
		8	貴金属類	宝石、老眼鏡	
		99	その他の日用品・贈答品類		
310	繊維・ゴム・内装品	1	被服	事務服、作業服、白衣、消防用被服、防寒着	スポーツウェアは「運動用品・遊具類」
		2	寝具・繊維製品	毛布、軍手、タオル、布地、呉服、布製かばん	
		3	内装・インテリア	絨毯、カーテン、ブラインド、壁紙、その他インテリア用品	
		4	染物・縫製品	法服、半天	案内・イベント用の幕、旗は「看板・記章・模型類」
		5	帽子	布製の帽子	防災関係の帽子等は「消防・交通安全・防犯用品類」
		6	履物	足袋、草履、下駄、ゴム長靴、安全靴	
		7	ゴム・ナイロン製品	合羽、シート、ゴムホース、合成樹脂製品	
		8	革製品	皮製かばん・ベルト	

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	備考
		99	その他の繊維・ゴム・内装品類		舞台用緞帳、暗幕は「美術工芸品・舞台道具類」
311	家具・木工品	1	オフィス家具・什器	事務机・イス、キャビネット、ロッカー、書架、展示用ショーケース	図書館用の什器は「書籍・図書用品類」
		2	学校用家具	教室用机・椅子、生徒用ロッカー	
		3	医療用家具	薬品戸棚、医療用ベット	
		4	一般家具	応接セット、スチール家具、ベッド、タンス、鏡台	
		5	木工品製造・修理	オーダーメイド木工品の製造及び修理	
		99	その他の家具・木工品類		
312	美術工芸品・舞台道具	1	美術品	美術品、画材	
		2	工芸品	こけし、陶器等の郷土民芸品・伝統工芸品	
		3	舞台用大道具・小道具	舞台用緞帳、暗幕、大道具・小道具	
		99	その他の美術工芸品・舞台類		
313	教材・教育用品	1	教育用品（教科書は除く）	教育用機材、標本、見本	教科書販売は「書籍・図書用品類」
		2	視聴覚教材	OHP、学校用放送機器	視聴覚ソフトは「音楽・視聴覚用品類」
		3	技術家庭科用教材	ミシン、教材用工具	
		4	幼稚園・保育園教材	保育用教材	遊具は「運動用品・遊具類」
		5	黒板販売・修理	黒板、黒板関連用品	
		99	その他の教材・教育用品類		
314	書籍・図書用品	1	書籍	一般図書、法規図書、図書券、図書カード	
		2	教科書	学校用教科書、問題集、指導書	
		3	地図	地図全般、住宅地図	地図の調製は【測量・設計等業務】

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		4	図書用品販売	書架、ブックトラック	
		5	教科書等編集・出版	教科書又は参考書等の編集又は出版	
		99	その他の書籍・図書用品類		
315	音楽・視聴覚用品	1	楽器類販売	各種楽器、楽譜	
		2	視聴覚ソフト	既成品 CD 又は DVD ソフト等電子ソフトの販売	電子ソフトを自ら作成する場合は【役務提供業務】
		3	楽器修理		
		4	ピアノ調律		
		99	その他の音楽・視聴覚関連用品		
316	運動用品・遊具	1	スポーツウェア	スポーツユニフォーム、スポーツシューズ	
		2	一般スポーツ用品	運動器具、用具、武道具	
		3	体育用具・保育遊具	学校・保育用遊具、学校体育用具・体育関係教材	公園等屋外遊具の保守点検は【役務提供業務】
		4	レクリエーション用品	キャンプ用品、レジャー用品等	
		5	体育用品修理及び保守点検		
		99	その他の運動用品・遊具類		
317	消防・交通安全・防犯用品	1	消防設備機器	消防ポンプ、ホース、消火器、消防標識、火災報知器、	消防ポンプ車は「車輛・船舶類」
		2	防災・救命用器具	ヘルメット、防災頭巾、防煙マスク、担架、防災備蓄品、避難器具	
		3	交通安全・防犯用品	誘導灯、交通安全用教材、防犯ブザー	
		4	鍵・金庫	耐火金庫、金庫用鍵の作成、金庫用鍵穴の修繕	
		99	その他の消防・交通安全・防犯用品類		

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
318	看板・記章・模型	1	看板	木製又は一部木製の看板、掲示板の作成、設置及び撤去（通常建設業許可が必要と思われるものを除く。）	選挙用掲示板の設置又は撤去は【役務提供】
		2	標識	金属・プラスチック製の案内板又はプレート	道路標識は「建材・資材類」
		3	幕	懸垂幕、横断幕又は道路等に設置するのぼり旗	緞帳、舞台用幕は「美術品・舞台道具類」
		4	記章	バッジ、名札、室内札	印章は「文具・事務機器類」
		5	模型品	展示用模型品の製造・販売	
		99	その他の看板・記章・模型品類		
319	建材・資材	1	建設材料	砕石等石材、セメント・コンクリート製品、生コン	
		2	管・電気工事材料	鉄管、鉛管、ヒューム管、電線、絶縁材料	
		3	道路資材	道路標識、カーブミラー、デリネーター、ネットフェンス、融雪剤	
		4	鋼材	鉄鋼製品、鋳鉄製品、陶管類、非鉄金属、サッシ	
		5	木材	木材、合板、竹材、丸太	
		6	塗料	塗料、溶剤、接着材、防水材	
		7	建具・表具	襖、障子、畳、壁紙、ガラス、シャッター	
		8	仮設資材	プレハブハウス、仮設トイレ、組立物置	
		99	その他の建材・資材類		
320	農林水産資材・薬品	1	園芸用品	生花、植木、苗、種子、観葉植物、造園用品	
		2	工業用薬品	塩素、硫酸、苛性ソーダ、消毒薬剤、消石灰、水処理剤	
		3	農業用薬品	除草剤、肥料等	
		4	火薬	火薬類の販売、花火打上	
		5	動物用薬品	飼料・各種駆除剤	
		6	動物・昆虫	飼育用動物及び飼育用昆虫	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		99	その他農林水産資 材・薬品類		
321	産業用機械・器具	1	産業機械	ブルドーザー、バックホウ、削岩機	一般的にナンバープレートを付けない車両機械
		2	工作機器	プレス機械、研削盤、溶接機械、切断機、電動工具	
		3	上下水道機器	水道メーター、各種弁、下水道関連機器	水道メーターの検針に係る業務は【役務提供業 務】
		4	農林用機器	草刈機、チェーンソー、噴霧機、農・林業用機器、食 品加工機器	
		5	水産機器	魚群探知機、プイ、水槽、漁具	
		6	産業用機械類修理 及び保守点検	建設・農業用機械の修理及び保守点検	
		7	産業用機器類修理 及び保守点検	工作、上下水道、農林水産用機器類の修理及び保守点 検	
		99	その他の産業用機 械・器具類		
322	車両・船舶	1	一般車両	普通自動車、軽自動車、トラック、バス	
		2	特殊車両	除雪車、消防ポンプ車、移動入浴者、図書館車、スポ ーツレイキ、高所作業車	一般的にナンバープレートを付け走行する車両
		3	二輪車・自転車	自動二輪車、原動機付自転車、自転車	
		4	車両部品販売	タイヤ、バッテリー、車両装備品の販売及び取付、修 理	
		5	車両整備・修繕	一般車両又は特殊車両の整備、車両板金、塗装又は車 両検査	
		6	船舶	船舶類の販売、整備及び修理	
		99	その他の車両・船舶 類		
323	油脂・燃料	1	車両・機械用燃料	ガソリン、軽油、混合油	
		2	冷暖房用燃料	重油、灯油、石炭	
		3	気体燃料	プロパンガス、窒素ガス、水素ガス	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		4	石油製品製造・販売	アスファルト、プラスチック、合成樹脂	
		99	その他油脂・燃料類		
324	自動機器	1	自動販売機	自動販売機、自動券売機	
		2	駐車場管理機器	駐車場監視システム	
		99	その他自動機器類		
325	食料品	1	米穀	米	
		2	野菜・果物	野菜・果物	
		3	食肉・食肉製品製造	食肉、ハム、食肉を用いた惣菜品等	
		4	魚介類・魚肉ねり製 品	魚・貝類、魚肉ソーセージ、ハンペン等	
		5	鶏卵	鶏卵	
		6	大豆製品、蒟蒻類	自らが製作する納豆、豆腐、蒟蒻類	メーカー品は「一般食料品」
		7	麺	自らが製作する蕎麦、うどん、ラーメン等の乾麺又は生麺	メーカー品は「一般食料品」
		8	パン・菓子	自らが製作するパン、洋菓子又は和菓子等	メーカー品は「一般食料品」
		9	調理加工食品・乾物 類	自らが作成する漬物、海苔	メーカー品は「一般食料品」
		10	油脂・調味料	自らが作成する食用油、バター、醤油、味噌	メーカー品は「一般食料品」
		11	牛乳・乳製品	自らが作成する牛乳、ヨーグルト、チーズ	メーカー品は「一般食料品」
		12	飲料水・酒	ペットボトル、瓶又は缶に封入された清涼飲料水、果物飲料又は清酒等	
		13	お茶・コーヒー	お茶の葉、コーヒー豆、ティーバック飲料	
		14	氷雪	食用又は食品保存用氷又はドライアイス	
		15	仕出・弁当	大会用弁当又は会議用オードブル	
		16	一般食料品	缶詰、既製菓子、メーカー製造のパン、カップラーメン等	
		99	その他の食料品類		
399	その他	99	その他	上記以外に掲げるもの	

【物品調達業務申請登録にあたっての注意事項】

- ① 営業を行うにあたって法令で許可等が必要とされている業務の登録を希望される場合は、それら許可等を有していることが必要です。
- ② 物品調達等業務で取り扱う業務範囲は、上記に掲げる26分類の物品販売のほか、取扱っている物品類の修繕、保守管理及び賃貸借となります。ただし、備考欄に記載があるものについてはそれに従い申請してください。
- ③ 備考欄に記載のあるものの他、次に掲げる業務の登録を希望される方は、以下で示した部門にある業務種別で申請してください。
 - ◇ 設置するにあたり工事を伴うような電気通信設備機器類又は冷暖房衛生厨房設備機器類の保守又は点検に係る業務→【役務提供業務】
 - ◇ 測量成果をもとに地図を調製する業務→【測量設計等業務】
 - ◇ 航空測量業務→【測量・設計等業務】
 - ◇ 学校又は公園等に設置してある屋外遊具を保守点検又は管理する業務→【役務提供業務】
 - ◇ 情報処理サービス及びサーバー等ネットワーク関係の保守管理業務→【役務提供業務】
 - ◇ ビデオカメラ又はデジタルビデオカメラ等電子機器で撮影、又はその撮影記録を使用して電子ソフトに変換する業務→【役務提供業務】
 - ◇ 継続的に学校等に食事を供給する業務→【役務提供業務】
 - ◇ 選挙用看板を設置又は撤去する業務→【役務提供業務】

役務提供業務

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
401	警備業務	1	一般警備	施設巡回警備、交通整理、雑踏警備等に関する業務	
		2	機械警備	機械による警備に関する業務	
402	建築物環境衛生管理業務	1	建築物清掃	建築物の床清掃、ワックスがけ又は窓ガラス等の日常清掃若しくは定期清掃に関する業務（下記に示す清掃業務は除く。）	
		2	建築物空気調和用ダクト清掃	建築物の空気調和用ダクトの清掃に関する業務	
		3	建築物飲料水貯水槽清掃	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃に関する業務	
		4	建築物排水管清掃	建築物の排水管の清掃に関する業務	
		5	建築物ねずみ・昆虫等防除	建築物における鼠又は昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせる恐れのある動物の防除に関する業務	
403	環境整備業務	1	道路清掃	道路及び側溝等の清掃に関する業務	
		2	管渠清掃	上水道、下水道管渠等の清掃に関する業務	
		3	施設環境整備	公共施設の敷地周辺及び公園等屋外における清掃又は環境美化に係る業務で軽作業分類される業務	
		4	害虫殺菌駆除	スズメ蜂等屋外における有害鳥獣害虫駆除又は森林、砂場等の殺菌消毒に関する業務（建築物の防鼠・防虫及び樹木病虫害駆除を除く。）	
		5	雪おろし	建築物等の屋根に積もった雪の雪おろしをする業務	
404	森林緑地保全業務	1	庭園管理	芝生の育成管理、樹木の剪定、冬囲い及び松食い虫防除等緑地又は庭園の管理に関する業務	
		2	除草・草刈	公園及び市有地内の除草及び法面等の草刈に関する業務	
		3	森林整備	森林地帯における樹木の保育伐採、本数調整伐、受光伐及び広域範囲における森林の松くい虫の防除等に関する業務	
		4	造林	ブナ・アカマツ等の造林に関する業務	
405	施設管理運営業務	1	受付、案内及び電話交換	庁舎受付、電話交換に関する業務	
		2	用務員	学校等における用務員に関する業務	
		3	機械運転	中央監視装置、自動制御盤等の建物機械設備運転管理に関する業務	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		4	一般施設管理運営	体育館、教育文化施設、公園及び駐車場等の施設運営又は管理に関する業務（舞台関係施設の管理運営業務は除く。）	
		5	舞台施設管理運営	文化ホール等舞台施設に常駐し舞台装置設備等の操作又は管理に関する業務	
		6	射撃場管理運営	射撃場施設の管理運営及びプーラーに関する業務	
		7	プール管理運営	プール監視員の配置若しくは入場者の管理等屋内又は屋外プールの管理運営に関する業務	
406	水処理等施設管理 業務	1	上水道施設維持管理	ポンプ場及び配水池等水処理施設の施設管理運営に関する業務	
		2	下水道処理施設維持管理	マンホールポンプの維持管理又は汚泥処理等下水道処理施設の維持管理に関する業務	
		3	浄化槽維持管理	浄化槽の維持管理、清掃等に関する業務	
		4	オイルタンク維持管理	地下オイルタンクの維持管理、清掃等に関する業務	
407	設備等保守管理業 務	1	電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検に関する業務	
		2	電気設備保守管理	受変電設備、照明設備若しくは蓄電池設備等電気設備の保守点検又は管理に関する業務（舞台又は屋外照明設備は除く。）	
		3	消防設備保守管理	消防設備の保守点検又は管理に関する業務	
		4	空調衛生設備保守管理	冷暖房空調機械設備及び給排水衛生設備の保守点検又は管理に関する業務（ボイラー及び冷凍機は除く。）	
		5	ボイラー設備保守管理	ボイラー設備の保守点検又は管理に関する業務	
		6	冷凍機保守管理	高圧ガスにより運転する冷凍機の保守点検又は管理に関する業務	
		7	昇降機設備保守管理	エレベーター、ダムウェーター等昇降機設備の保守点検又は管理に関する業務	
		8	自動ドア設備保守管理	自動ドア設備の保守点検又は管理に関する業務	
		9	電話通信設備保守管理	電話、防災無線等通信設備の保守点検又は管理に関する業務（10.に示す放送設備は除く。）	
		10	放送設備保守管理	一般視聴覚設備、舞台音響機械設備等屋内又は構内における放送設備の保守点検又は管理に関する業務	
		11	舞台吊物設備保守管理	舞台用吊物設備の保守点検・管理に関する業務	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		12	舞台照明設備保守管理	舞台用照明設備の保守点検・管理に関する業務	
		13	屋外照明設備保守管理	グラウンド等屋外照明設備の保守点検・管理に関する業務	
		14	遊具類保守管理	学校及び公園等に設置してある遊具の保守点検・管理に関する業務	
		99	その他の設備保守管理	上記に掲げるもの以外の設備保守点検・管理に関する業務	
408	計量証明業務	1	計量証明（濃度）	大気、水又は土壌中の濃度の測定に関する業務	
		2	計量証明（特定濃度）	大気、水又は土壌中ダイオキシン類の濃度測定に関する業務	
		3	計量証明（音圧・振動）	一般環境等における音圧レベル及び振動加速度レベル等の測定に関する業務	
409	環境測定業務	1	建築物飲料水水質検査	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令に掲げる方法により行う水質検査に関する業務	
		2	建築物空気環境測定	建築物における空気環境（浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率等）測定に関する業務	
		3	臭気測定	臭気測定、異臭原因調査及び対策コンサルタントに関する業務	
		4	放射性物質測定	放射性物質の被ばく量等の測定に関する業務	
410	調査・分析業務	1	流量調査	河川及びダム又は上下水道本管内の水位及び流量の調査及びダムの定期観測等流量を調査する業務	
		2	漏水調査	音聴器や漏水探知機を用いて、給水管や下水道管等地下埋設管の漏水量を調査する業務	
		3	地下埋設物・空洞調査	地下埋設されている地下構造物等や空洞箇所の調査に関する業務	
		4	管路カメラ調査	テレビカメラによる上下水道管路内の調査に関する業務	
		5	生態系調査	森林、河川等に生息する動物・植物の一般的な生態系調査に関する業務（建設事業に係る影響予測調査を伴うものを除く。）	
		6	臨床検査	血液成分検査及び検便等の臨床検査に関する業務	
		99	その他の調査、分析等業務	上記に掲げる計量証明、環境測定又は調査・分析で掲げた以外の調査測定等に関する業務	
411	情報処理サービス業務	1	システム開発	情報システムを開発又は運用に関する業務	
		2	ネットワーク保守管理	サーバー等ネットワークの保守管理に関する業務	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		3	データ入力・分析	資料等を基にデータを入力する業務若しくはデータを基に行う集計又は分析等に関する業務	
		4	ホームページ作成	ホームページの作成する又は企画立案若しくは助言に関する業務	
412	文書作成業務	1	速記	速記反訳に関する業務	
		2	翻訳	英文和訳又は和文英訳等の翻訳に関する業務	
		3	筆耕	賞状、感謝状及び講演会題目等の筆耕に関する業務	
		4	会議録作成	会議等の会議録作成に関する業務	
413	文書管理業務	1	文書管理	文書の保存及び文書管理コンサルタントに関する業務	
		2	機密文書抹消処理	庁内機密文書の抹消処理に関する業務	
		3	郵便物封入封緘	郵便物の封入封緘に関する業務	
414	コンサルティング 業務	1	情報システム・通信関連	庁内情報システム全般に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務（建設事業及び地域通信ネットワークに係るものを除く）	
		2	環境・資源・エネルギー 関連	環境、資源及びエネルギー等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務	
		3	保健・福祉・医療関連	保健、福祉及び医療等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務	
		4	産業・経済・交通関連	産業及び経済等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務	
		5	教育・文化・芸術関連	学校教育、生涯学習若しくは文化・芸術等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務	
		6	行政運営	行政改革等市政運営全体に関するコンサルタント業務	
415	イベント企画運営 業務	1	広告代理	ポスター及びマスメディア等を利用した広告の企画制作に関する業務	
		2	イベント企画・運営	イベントの企画、運営に関する業務	
		3	会場設営・手配	屋内及び屋外イベント会場におけるテント又は椅子等（それらに係る備品等を含む。）の手配及び設営に関する業務	
		4	舞台設営管理	イベント会場等における照明、音響機器等舞台装置の手配及び搬入又はそれら機材等の操作に関する業務	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	備考
		5	選挙看板設置	選挙時における看板の設置及び撤去に関する業務	
		6	放送・アナウンス	選挙啓発等宣伝放送用テープの録音及びイベント等での司会者等手配に関する業務	
		7	電子ソフト作成	映画、イベント等をビデオ等の機材を用いて撮影する業務又はその撮影内容を基に電子ソフトを製作する業務（一般的な写真撮影は除く。）	
		8	講師・インストラクター派遣	講演会又は講習会への講師、スポーツインストラクター等の斡旋及び派遣に関する業務	
		9	問題作成・講習会	試験問題の作成及び講習会等の企画、運営に関する業務	
416	運行業務	1	運転代行	市又は自らが手配した普通乗用車を運行する業務	
		2	大型バス運行	大型バスを自ら手配し、運行する業務	
		3	送迎バス運行	通学等における送迎バスをも自ら手配し運行する業務	
417	運送業務	1	一般貨物	一般貨物を運搬する業務	
		2	美術品・特殊品運搬	美術品、現金又は特殊品を運搬する業務	
		3	引越	庁舎又は学校等移転時における物品の梱包又は搬入に関する業務	
418	給食業務	1	給食調理	給食センター等市が保有する調理施設において食事を調理する業務	
		2	給食提供	自らが保有する施設において食事を調理しその食事を学校等に供給運搬する業務	
		3	食料品運搬	調理済み給食又は食料品を運搬又は宅配する業務	
419	介護福祉業務	1	介護福祉サービス	在宅介護全般に関する業務	
		2	在宅緊急通報システム	在宅緊急通報システムの手配、供給及び管理に関する業務	
420	廃棄物収集運搬処理業務	1	一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物を処分する業務	
		2	一般廃棄物処分	一般廃棄物を中間処理又は最終処分する業務	
		3	産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物を収集、運搬する業務	
		4	産業廃棄物処理処分	産業廃棄物を処分する業務	
		5	特別管理産業廃棄物収集運搬	特定管理産業廃棄物を収集、運搬する業務	
		6	特別管理産業廃棄物中間処理	特定管理産業廃棄物を中間処理する業務	

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	備考
		7	特別管理産業廃棄物最終処分	特定管理産業廃棄物を最終処分する業務	
		8	不法投棄物撤去	不法投棄物の回収、処分業務	
		9	不用品買受・資源回収	古紙、鉄屑、非金属屑等不用物品等の買受け、資源回収・リサイクル業務	
499	その他のサービス	1	旅行業	旅行の企画運営に関する業務	
		2	クリーニング	衣類、寝具及びカーペットのクリーニングに関する業務	
		3	保険業	生命保険又は損害保険に関する業務	
		4	公金徴収管理業務	市税、手数料又は各種使用料の徴収に関する業務	
		5	水道メーター検針	水道メーター検針に関する業務	
		6	レセプト点検	レセプト点検に関する業務	
		7	埋蔵文化財関連	出土品について分析、調査、検出遺構や出土品の劣化、腐食等を防ぐ処理をする業務等発掘調査支援及び埋蔵文化財全般に関連する業務	
		8	人材派遣	一般労働者派遣事業の許可を有する者が一定期間労働者の派遣を行うことに関する業務	
		99	その他	上記に掲げる業務以外の業務	

【役務提供部門申請にあたっての注意事項】

- ① 営業を行うにあたって法令で許可等が必要とされている業務の小規模契約希望者登録を希望される場合は、それら許可等を有していることが必要です。
- ② 次に掲げる業務の登録を希望する場合は、【測量・設計等業務】にある業務種別で申請してください。
 - ◇ 用地測量業務、航空測量業務、地図の調製に係る業務（道路台帳等の整備含む。）不動産鑑定業務、登記登録に関する業務
 - ◇ 公共事業に係る調査又はコンサルタント業務（補償コンサルタント、交通量調査及び建設事業に係る環境影響予測調査等）
 - ◇ 建設事業に直接関連するコンサルタント業務（建設コンサルタントのうち都市計画及び地方計画に該当する業務等）
 - ◇ 設計積算システム等建設事業に係る情報システムの企画・開発・コンサルタント及びデータ処理等業務
 - ◇ 地域通信ネットワーク等の整備に係る情報システムコンサルティング業務（土木関係建設コンサルタントのうち電卓・計算業務に該当する業務等）
- ③ 次に掲げる業務の入札参加を希望する場合は、【物品調達】で別途申請してください。
 - ◇ 物品調達に該当する品目の修繕。

第1号様式（第5条関係）

二本松市小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

二本松市長

二本松市小規模契約希望者登録を申請します。

住所又は所在地	〒 二本松市				
フリガナ 商号又は名称				
法人番号（13桁）
フリガナ 代表者職・氏名				印
電話番号		F A X 番号	

○ 印鑑は、通常見積書や契約書等に使用するものを押印してください。実印でなくとも差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

登録希望業種

種別 コード	業務種別	細目コード	許可、免許、登録等の種類・名称
その他の業務内容			

○ 登録を希望する業務種別を別紙「小規模契約希望者登録受付業種一覧」より五つ以内で選択し、業務種別については種別コードと業務種別を、細目種別については細目コードを記入してください。なお、細目コード99を選択した場合は、取り扱っている業務を「その他の業務内容」欄に詳しく記入してください。

○ 許可、免許、登録等が必要な業種は、許可等を受けている業種のみ申請できます。その際は、有している許可等の種類・名称を記入するとともに、許可等を証明する書面の写しを添付してください。

<input type="checkbox"/> 受理 受付 維持修繕工事 _____ 測量・設備等業務 _____ 番号 物品調達等業務 _____ 役務提供業務 _____ <input type="checkbox"/> 不備（口座振替申請書、納税証明書、許可証等の写し、印鑑証明書）	受付 者印		受付印
	確認 者印		

【記入上の注意事項】

1 「住所又は所在地」

「住所又は所在地」は、見積書、請求書等に記載するものと一致させてください。

2 「商号又は名称」

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人等の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入してください。

3 「法人番号（13桁）」

法人の場合は、国税庁により指定された13桁の法人番号を記入してください。個人事業主の場合は記入は不要です。法人番号は国税庁の「法人番号公表サイト」に公表されています。

4 「代表者職・氏名」

「代表者職・氏名」は、見積書、請求書等に記載するものと一致させてください。

5 「印鑑」

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑となるものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）、個人事業主の場合は実印でなくとも差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

6 「電話番号」、「FAX番号」

電話及びFAXは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、個人事業主の場合は、公表されることに留意した上で携帯電話の登録も可能です。

7 「登録希望業種」

下請け及び再委託は原則認めませんので、自ら施行（履行）可能な業種を記入してください。

五つの業務種別以内であれば、内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請できません。許可、免許、登録等を有する方は、その種類、名称等を細目コード欄の右欄に記入してください。

建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録、物品修繕（自動車修理）資格等を受けている方は、許可等を証明する書面の写しを添付してください。

第1号様式（別紙）（第5条関係）

債権者登録（口座振替）申請書（当初・変更）

年 月 日

二本松市長

次のとおり債権者登録申請をします。

今後、私に対する代金の支払いについては、下記口座に振り込まれるようお願いします。

記

債 権 者	郵便番号				-							代 表 者 印	
	フリガナ												
	住所又は所在地												
	フリガナ												
	商号又は名称												
	フリガナ												
	代表者職・氏名												
	電話番号						F A X 番号						

振替口座（小規模契約支払用）

金融機関名	銀行			本店			預金種別	1	普通										
	金庫			支店・支所				2	当座										
	組合			出張所			3	貯蓄											
	金融機関コード					支店コード													
口座名義人	フリガナ																		
	漢字																		

注1）（当初・変更）は、該当するほうを○で囲んでください。

注2）債権者欄には、請求書に記載するとおりに記入し、代表者印は請求書に押す印を押印してください。

注3）口座番号は、右詰で記入してください。

注4）口座名義人は預金通帳記載のとおり記入してください。また、口座名義人のフリガナ（読み方）が確認できるもの（通帳又は通帳の口座名義人のフリガナ部分の写し等）を添付してください。

上記内容に相違ないことを確認しました。 債権者申し出により、申請書を送付します。 年 月 日 会計課長	財政課長	契約係長	受付日
	係 員		
	財政課長		

会計課長	確認者	入力者	入力年月日		登録番号				
			通知年月日		債権者コード				

第2号様式（第5条関係）

納税証明書（小規模契約希望者登録申請用）

納税義務者	住所又は所在地	
	商号又は代表者名	

※ 小規模契約希望者登録申請者が法人の場合は法人名（商号）を、個人の場合はその個人名（お店の代表者名）を記載してください。

上記の者、納付すべき市税に未納がないことを証明します。

年 月 日

二本松市長

納税証明書（小規模契約希望者登録申請用）（控え）

納税義務者	住所又は所在地	
	商号又は代表者名	

※ 小規模契約希望者登録申請者が法人の場合は法人名（商号）を、個人の場合はその個人名（お店の代表者名）を記載してください。

上記の者、納付すべき市税に未納がないことを証明します。

年 月 日

二本松市長

滞納なし確認印欄
確認年月日

第4号様式（第9条関係）

二本松市小規模契約希望者登録変更届

年 月 日

二本松市長

郵便番号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電話番号

F A X 番号

下記のとおり変更等をしたので届出します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
備考			

- ※ 人名の場合は、フリガナを付けてください。
- ※ 法人の場合で、代表者又は所在地が変更となる場合は、法人印鑑証明書又は、登記事項証明書を添付してください。
- ※ 債権者情報（口座内容）が変更となる場合は、債権者登録（口座振替）申請書を添付してください。
- ※ 廃業等により登録を辞退するときは、登録辞退届を提出してください。

会計課		財政課	
入力月日	担当	入力月日	担当
／		／	

債権者コード					

受付印

第5号様式（第10条関係）

二本松市小規模契約希望者登録辞退届

年 月 日

二本松市長

二本松市小規模契約希望者登録名簿への登録を辞退します。

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印